



明治二〇年代の学校国文法教科書：
落合直文・小中村義象『中等教育日本文典
全』について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山東, 功 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002598

明治二〇年代の学校国文法教科書
—落合直文・小中村義象『中等日本文典 全』について—
教育

山 東 功

言語文化学研究（日本語日本文学編）
2010・3 第5号抜刷
大阪府立大学人間社会学部 言語文化学科

明治二〇年代の学校国文法教科書

——落合直文・小中村義象『中等教育日本文典 全』について——

山東 功

一．はじめに

松下大三郎の『改撰標準日本文法』（一九二八）の緒言は、次の有名な一節から始まる。

私は少年の頃、当時最も世に行はれて居つた中等教育日本文典落合小中村
両先生合著とスキンントンの英文典の二書を読んで其の体系の優劣の甚しいのに驚いた。英文典は之を一読すれば和英辞典さへ有れば曲りなりにも英文が作れる。然らば英米人に日本文典と英和辞典とを与へれば日本の文が作れるかといふと、そうは行かない。これ実に日本文典の不備からである。
(緒言一頁)

松下文法の明晰さを紹介する際によく引用される部分である

が、ここで松下が批判した一八九〇（明治二三）年刊行の落合直文・小中村義象『中等教育日本文典 全』（以下「本書」）については、現在ほとんど顧みられることがない。松下の言う「日本文典の不備」という評のように、極めて否定的な評価しかなされていなのが実情である。塩澤（一九九二）によれば、松下が両文典の比較を通して文法研究に関心をもつたのは、一八九二（明治二五）年、数えて一五歳の頃であったという。「当時最も世に行はれていた」文典でありながら、松下少年の目には大変見劣りのするものに映つたのだろう。その後、松下は国学院に入学し、落合直文や物集高見の文法講義中に難問を提出して困らせることがあつたらしい。〔1〕本格的な文法書の嚆矢とされる大槻文彦『広日本文典』の刊行が一八九七（明治三〇）年であることから、それまでのものの多くが見劣りするといふのも、文法研究の水準からすれば正鵠を射た批判ではある。

しかしながら、本書は一九〇二(明治三五)年までに三〇版を重ねているほど、文法教科書としてかなり普及していた。明治二〇年代において、いわば「学校文法」(学校国文法)としての役割を果たしていたことがうかがえるのである。それまでに学校国文法など存在していなかった段階で、過渡期特有の稚拙さを有することは、ある意味で仕方がないことでもある。それだけに、本書における「体系の優劣」という側面、すなわち文法研究における稚拙さを取り上げるだけでは、本質を見誤る恐れも生じるのではないだろうか。このような、ある意味で否定的な評価でしか語られない明治二〇年代の文法書は、他に大和田建樹『和文典』(一八九〇(明治二三)年)、関根正直『国語学』(一八九一(明治二四)年)、高津鯉三郎『日本中文典』(一八九三(明治二六)年)などが挙げられる。^②

本稿は、本書(落合直文・小中村義象^{【中等教育】}日本文典 全)の分析を通して、学校国文法成立史の観点から明治二〇年代の文法教育の特質について考察を試みるものである。

二・ 落合直文の文法書

最初に、本書の著者である落合直文(一八六一(文久元)年～一九〇三(明治三六)年)と、本書以外の文法書との関係につい

て触れておきたい。なお、共著者である小中村(池辺)義象(一八六一(文久元)年～一九二三(大正一二)年)は単独の文法書を著していないため、本稿では落合の文法書を中心に扱う。^③

落合は一八八九(明治二二)年九月、久米幹文や小中村の推荐により第一高等中学校講師に任ぜられている。第一高等中学校は一八九四(明治二七)年九月に第一高等学校と改称されるが、一八九八(明治三一)年に退職するまで、国文(文法)の講義を担当していた。他にも皇典講究所(のち国学院、第一高等中学校着任の前年から晩年まで在職)、国語伝習所、大八洲学校、跡見女学校など多くの教育機関へ出講している。国学院での講義には、先述のように松下大三郎が受講していた。

落合が直接編纂に携わった文法書は以下の通りである。なお、一八八九(明治二二)年発表の「文章の誤謬」(『皇典講究所講演』一一、国学院編(一九〇三)所収)や、一八九〇(明治二三)年発表の「将来の国文」(『国民の友』一〇〇～一〇四、山本編(一九七八)所収)といった論文については割愛している。

一八九〇(明治二三)年～一八九一(明治二四)年

「普通文典」『国語講義録』国語伝習所

「普通文典拾遺」『国語講義録』国語伝習所

- 一八九〇（明治二三）年〜一八九三（明治二六）年
 『普通文典』『文則』一、二、一三、一四、一五
 一八九〇（明治二三）年
 『^{中等}日本文典』博文館（小中村義象と共著）
 一八九一（明治二四）年
 『日本文典』吉川弘文館（『国語漢文講義録』として）
 一八九三（明治二六）年
 『普通日本文典』教育書房（小中村義象・橋本光秋と共著）
 一八九四（明治二七）年〜一八九七（明治三〇）年
 『日本大文典』博文館（第一編〜第四編）
 （合冊本は一八九七（明治三〇）年刊行）
 一八九七（明治三〇）年
 『^{中等}文法教科書』博文館
 一九一五（大正四）年
 『普通文典』修学堂（『新撰百科全書』として）
 刊年不明（一八九〇年代か）
 『普通文典』明治講学会（『尋常師範学科講義録普通文典』
 の題箋・国立国会図書館蔵）

落合の文法書については、本書を中心とする明治二〇年代のもの、四分冊からなる大著『日本大文典』を中心とする明治三〇年代のものに二分できる。明治三〇年代については、一八九七（明治三〇）年刊行の大槻文彦『広日本文典』、『^{中等}日本文典別記』、『^{中等}日本文典』、『^{中等}日本文典初歩』が極めて重要な意味を持っており、いわゆる「大槻文法」と学校国文法の成立との関係について大いに検討を要するところでもある。したがって、落合の文法書に関して、本稿では明治二〇年代のものに限定することとし、『日本大文典』や『^{中等}文法教科書』については、稿を改めて取り上げることとしたい。

さて、明治二〇年代の文法書の内容については、『国語講義録』所載の『普通文典』が、品詞分類の点で他と大きく異なっている。ただ、その違いについても『普通文典拾遺』では訂正がなされており、大体において共通しているとと言える。これらの文法書の刊行年は、落合が第一高等中学校（後に第一高等学校）で文法の講義を行っていた時期と一致することから、刊年不明の『普通文典』についても、他の文法書と同時期のものともみなすことができよう。ちなみに、一九一五（大正四）年刊行の『普通文典』は、刊年不明の『普通文典』と全く同内容のものである。

ところで、小中村義象・橋本光秋との共著である『普通日本文

『典』は、構成はほぼ同一ながら、品詞分類の部分で異なつた記述が見受けられる。この『普通日本文典』の緒言には「昨年の夏三人とも大阪に会したるとき、互に草稿をもちよりにて弁論しつゝ、添へもし刪りもして、斯くは合著のことゝなせり。」（緒言四頁）とある。このことから、相違点の多くに関しては橋本光秋の論を取り入れたことに起因する可能性が高い。⁴

次に、本書の内容について概観する。

三．落合直文・小中村義象

『中等教育日本文典 全』の概要

本書は一八九〇（明治二三）年二月五日に、博文館から刊行された文法書である。内容は「緒言」「語学系統」「声音及文字」「言語」「文章」「附」からなつてゐる。以下に目次を示す。

緒言

語学系統

声音及文字

音標文字／母音／子音／父音／鼻音／濁音／半濁音／五
 十連音図／拗音／約音／延音／略音／通音及通韻／音便
 ／変音／合略字

言語

総論／体言（名詞・代名詞・副詞・接続詞・歎詞）／用言（作用言・形状言・用言の変化・良行変格一格・作用言転用格・用言自他格・用言命令格・用言崇敬格）／用言活例／助辞（動助辞・静助辞・助辞の分類・体言所属の助辞・用言所属の助辞・用言と助辞と接続上の特例・命令詞所属の助辞・助辞と助辞との関係・助辞の時）／語格全図

文章

係結法／跨統法／反転法／省略法／対語法／量語法／重語法／添詞法／懸詞法／解剖法

附

仮名遣／字音仮名遣／送仮名法／句読法／語格問答

（目次・一〜七頁）

目次を見ても極めてオーソドックスな文法書であることがうかがえよう。福井（一九三四）では「当時世にもはやされた文典の一つ」（二三三頁）として紹介されており、内容については「この書新しい研究はないが、編纂の体宜しきを得て一時世に用ゐられた」（二三三頁）と位置付けられている。

先に軽く言及したように、本書は大変多くの版を重ねている。各版の異同については、例えば岡島(二〇〇一)では「半濁音」に関する記述について、三版と一三版との比較がなされているが(この点については後述)、それ以外では、誤植や変体仮名が改められている点などが注目される。具体的には三版と四版との間での改変が大きいようである。本稿では、特に断りのない限り初版を使用している。⁽⁵⁾

さて、本書に関する研究については安田(一九六九)が最も詳しいが、なお検討を要するところも多いように思われるため、以下、諸項目について言及することとしたい。

(一) 緒言

緒言では本書刊行の意義と特質が述べられており、「近来、西洋文典に附会する文典学者多し。我国の言語と、西洋各国の言語と、おのつからその成立上、差別あり。決して同一に論すべきものにあらず。この書、別に新奇の説なきも、その意こゝにあるなり。(緒言三頁)」というように、明治前期に多く刊行された洋式日本文典に対する批判がなされている。一方で、「物集高見君の初学日本文典、佐藤誠実君の語学指南、黒川真頼君の詞の葉、大槻文彦君の文典、また、チャンパーレン君の小文典等、いつれも

長短精粗こそあれ、共に文典を講究するものゝ、必ず一読すべき書なり。」(緒言四〜五頁)とも述べている。

本書の成立には「傍にありて、始終助力せられしは、星野三郎氏なり。氏、年いまだわかしといへども、文典に熱心なる、実感すべきものあり。記してその労を謝す。」(緒言五頁)とあるように、星野三郎の協力があつたことが記されているが、安田(一九六九)には「養父の弟直澄の集めた用言活例や、養父の弟直澄の堀秀成から教えられた語格問答などの資料お提供して皇典講究所の新進の秀才星野三郎に書かせたものであつた。」(二九七頁)と指摘されている。実際に星野が執筆したのかどうかは分からないが、教科書や辞書等の実質的な執筆者が弟子であることはよく見られることである。星野自身は大宮宗司との共著で、一九二(明治二五)年に博文館から『日本小文典』(女学全書第一編)を刊行しており、安田(一九六九)では両書とともに「星野語法」と捉えているが、品詞名などで本書と異なつた部分も多い(この点については後述する)。

(二) 語学系統

語学系統は、「助辞の起原」「点図」の説明から始まり、以下『和字正濫抄』『あゆひ抄』、『詞の玉緒』、『詞八衢』といった六四種

の語学書について触れられている。明治以降の刊行書については、権田直助『詞の経緯図』『語学自在』、文部省『語彙別記』『語彙活語指掌』、谷千生『詞のくみたて』が挙がっているが、いずれも国学の流れをくむものである。この語学系統については「普通文典」(『国語講義録』)でも触れられており、ある意味で文法研究史(国語学史)講義の先鞭と見なすこともできよう。ちなみに「普通文典」の場合は「予は常に大学教授物集高見先生のこの学におもへり、あらず、今日の輿論は全く先生の唱道に出でしものなり」(二二頁)と最大限の賛辞を述べた後で、賀茂真淵から権田直助に至るまでの国学関係の語学書が挙げられている。しかも「その他文部省出版の語彙別記、物集高見先生の小文典、大槻彦君の文典田中義典氏の日本文典、中根淑廉氏の日本小文典は翻のほかなり等とおほかり」(四頁)と、田中義廉や中根淑らの洋式日本文典への批判が徹底したものとなっている。⁽⁶⁾

(三) 声音及文字

声音及文字の章では、音義派の流れを継承した記述が散見される。具体的には、平仮名・片仮名を示した五十音図(本書では「五十連音図」)においてヤ行、ワ行の「イ・エ・ウ」にそれぞれ別

字が用いられている。この音義派の五十音図については古田(一九七八)で詳説されているが、本書では「その音相似たるやうにはあれど、その間に、自ら重複軽重の別あり。混同すべからず。」(二―三頁)と説明しており、別音である旨が強調されている。ただ、後の版になると、「されど、古くより混同し居れば、通して用ゐるも妨なし。」(一九版 三頁)と補足説明が付されている。これは、一八九二(明治二五)年三月以降、文部省検定済教科書として使用されるようになったこととも関係している。

また、半濁音について本書の初版から三版までは以下のように述べられている。

子音の中、加行佐行波行に、半濁の音あり。これも濁音とひとしく、我國の正音にあらざれば、音標文字のあることなし。故に、静音の音標文字に、○点を付して、清濁の音と區別す。即ち左のごとし。

加行	か	か	き	く	け	こ
佐行	さ	し	す	せ	そ	
波行	は	ひ	ふ	へ	ほ	

右の中、加行は、世人常に濁点を付して通用し、唯音声の上のみ區別して、これを書きあらはす時には、濁音字と

区別せざるがごとし。されど已に一の半濁音なる以上は、波行とひとしく、○点を施し、濁音と区別する方至当なるべし。
(九一〇頁)

ところが、四版以降では次のように改められている。

子音の中、波行に、半濁の音あり。これも濁音とひとしく、音標文字のあることなし。ただ、静音の音標文字に、○点を付して、清濁の音と区別す。即ち左のごとし。

波行 は。ひ。ふ。へ。ほ。

右の外に、加行の如きは、音声の上にて、半濁音に呼ぶことあり。即ちわか(吾)かぎり(限)などのかきなり。世人は常に濁点を付して通用し居れど、已に一の半濁音なる以上は、波行とひとしく、○点を施し、濁音と区別する方至当なるべし。
(四版・九一〇頁)

この点についてはすでに、岡島(二〇〇一)において三版と一三版との比較によって指摘されているが、以上のように、具体的に改められたのは四版以降であることが分かる。四版の刊記は「明治二四年九月廿八日四版」とあることから、初版刊行からわ

ずか九カ月余りで改められたことになる。

先のヤ行、ワ行の「イ・エ・ウ」や半濁音の説明のように、初版以降で改められている部分を見ていけば、当時の音韻・表記に関する議論の過程が映し出されているようにも見える。本書が中等教育の文法教科書として普及していた事実を考えれば、不都合な記述はすぐに改められたのであろう。逆に、何が改められたのかを見ていくことにより、教科書としての「正しさ」がどのように変遷していったのかを捉えることもできよう。

(四) 言語

言語の章は品詞論に該当し、大きく「体言、用言、助辞」の三種に大別した上で、それぞれ「名詞、代名詞、副詞、接統詞、歎詞」、「作用言、形状言」、「動助辞、静助辞」の下位区分を行っている。この三分類法は富樫広蔭から堀秀成に至る流れを受けたもので、国学風日本文典では一般的なものである。

体言では「名詞、代名詞、副詞、接統詞、歎詞」の下位区分のほかに、語の成立から捉えた「居言(用言の連用形に由来するもの)、略言(活用語尾の省略に由来するもの)、合言(複合名詞)」の別について触れられているが、これは富樫広蔭の『詞玉橋』や、一八七七(明治一〇)年刊行の堀秀成『日本語階梯』などと共通

している部分である。

ちなみに『普通日本文典』では、大きく「詞、助辞」に大別した上で、それぞれ「体詞、動詞」、「体辞、動助辞」に区分し、さらに体詞を「名詞、代名詞、歎詞、副詞、接続詞」に、動詞を「作用詞、形容詞」に区分している。「詞、助辞」の二分法という点で本書とは大きく異なるが、下位区分の段階で内容はほぼ一致する。⁷⁷ また星野・大宮『日本小文典』も、大きく「言、辞」に大別した上で、それぞれ「体言、用言」、「体辞、用辞」に区分している。

用言では最初に、作用言の正格・変格活用と、形状言の久活用・志久活用について述べられている。活用形については第一変化から第五変化を挙げ、それぞれ「未然段、続用段、断止段、続体段、已然段」の名称が与えられている。これも富樫広蔭(『詞玉橋』など)や堀秀成(『日語学階梯』)の「未然段、続詞段、断止段、続言段、已然段」を受けてのものである。次いで「用言自他格」では、本居春庭『詞通路』における「然る詞(おのづから然る詞、みずから然る詞)、然する詞(みずから然する詞、他に然せざる詞)、然せらるゝ詞(おのづから然せらるゝ詞、他に然せらるゝ詞)」の別について触れられている。なお、用言の命令形については、四段とナ行・ラ行変格は已然段、上一段・下一段・上二段・

下二段とカ行・ラ行変格は未然段をもって「命令詞」とするが、多くの場合は「命令辞」の「よ」を添えることで命令詞となると説明している。また、用言の章末には「用言活例」として、落合直澄が集めたとされる三千二百の動詞例証の中から主要なもの、七六頁にわたって列挙している。いわば「主要動詞活用一覧」と言えよう。なお、この網羅主義的記述は『日本大文典』で顕著なものとなり、第二編の九二頁から一九八頁にかけて、およそ三千近くの動詞、形容詞が挙げられている。こうした語の収録作業が、一八九八(明治三一)年刊行の『日本大辞典・ことはの泉』へとつながっていることは想像に難くない。

助辞については活用の有無に関する分類とともに、意味による分類についても解説されている。これは富樫や堀の他に、一八七八(明治一一)年刊行の物集高見『初学日本文典』のものとも類似しており、国学風日本文典の流れに沿ったものであることがうかがえる。⁷⁸ 以下に共通する部分を示す。

『 <small>中等</small> 日本文典』	『初学日本文典』	『 <small>日</small> 詞玉橋』・『 <small>日</small> 語学階梯』
不 然 辞	否 不 辞	
感 歎 辞	嘆 息 辞	歎 息 辞
希 求 辞	希 求 辞	

命令辞	命令辞		
禁止辞	禁止辞	禁止辞	
疑辞	疑辞		
想像辞	想像辞		
決定辞	決定辞		
反動辞	反辞		
抑揚辞		抑起辞	
接続辞	一種接続辞	続辞	
連辞		連辞	
強辞		強辞	
雑辞			

最後の「雑辞」とは「以上十三種の外、種々の助辞をいふ。その数いとおほく、一々名称を付するは、煩はしければ、今これを雑辞と名づけ、他の助辞と區別せり。」(百八四頁)として、以下の助辞が挙げられている(括弧内は古語や音転を示す)。

は、も、の、が、ぞ、なん、(なも)、を、こそ、に、へ、(がね)、(がに)、だに、だも、さへ、すら、のみ、ばかり、ものゆゑ、ものから、から、ながら、より、まで、ごと、が

て、がてら、(や)、(よ)、と、さ、み、げ、ら

さらに、これらの分類の後に「助辞の時」として「過去、現在、未来」を表す助辞について触れられており、特に過去の助辞については、以下のような別について述べられている。

- 全過去 (今日より昨日のことをいひ、本年より昨年のことなどをいふをりに、用ゐるもの) き
- 半過去 (現在に近き過去に用ゐるもの) ぬ
- 自然の事の過ぎしに用ゐる(る) つ
- 使然の事の過ぎしに用ゐる たり
- 過去の現在に残るに用ゐる けり
- 過去の事を今見聞して、驚歎するに用ゐる

以上のように助辞の項目に関しては、網羅的ながら体系的な記述に乏しい傾向が多く見受けられる。

ところで、言語の章については、先述の「普通文典」「普通文典拾遺」との関係で注目すべき点が存在する。「普通文典」では体言の下位分類を「有形体言、無形体言、合体言、居体言、略体言」(一〇頁)としていたものの、「普通文典拾遺」では「同文典

十頁のところ、即ち体言を大別したるところを左のごとくあらたむへし。」(二頁)として、「名詞、代名詞、副詞、接続詞、歎詞」と改められているのである。本書において、この下位区分と共に「居言、略言、合言」などの別が言及されているのも、「普通文典」から「普通文典拾遺」に至る調整過程を示しているようで興味深い。また「普通文典拾遺」の末尾には「以上は普通文典を講ずるにあたり、とり落し、ことどもなり。この他にも疎漏誤謬きはめておほからん。そは猶一読の上再版してあらたむべし。」(一七頁)としており、本書では「普通文典拾遺」で改められた部分のまま採用されている。なお、助辞について「普通文典」では、本書のもの以外に「現在辞、過去辞、将然辞、跨辞、係辞、結辞、合辞」が設けられ、「雑辞」が挙がっていない(全二〇種)。「普通文典」の下位分類では、堀秀成や物集高見の文典との共通点が多くなることから、本書の刊行に際して、整合性の観点上訂正が加えられたのであろう。結果として、ある意味で雑駁な印象を与える「雑辞」が加えられたことになる。⁹⁾

(五) 文章

文章の章の冒頭は「文章とは、句の集合より成り立つものにして、句は、種々の言語の集合より成り立てり。」(二九九頁)と述

べられている。ただ、以下で詳述される具体的な内容は、係り結びや省略や対語(対句)といった修辞に関するものである。「添詞法」に至っては枕詞や序詞のほかに、用言の意を強調する「かき、うち」(かきくもる、うちふく)や「発詞」、接頭辞の「い、か」(いさかる、かくろきかみ)など(「助詞」)について言及している。これなど文章法とは全く異なる部分であるが、文章法で扱うべき内容を整理する過程で生じた、試行錯誤の典型例と見ることもできる。

最後の「解剖法」は、品詞分解や修辞法を図示したもので、『神皇正統記』の一節を例に、次のような諸段階を設けて分析している。

体言 体言 助辞 体言 助辞 体言 体言 助辞 体言 用言 用言
 義朝 重代の 兵たりしうへ 保元の 勳功すてられかたくは べり
 しに

固有名詞 無形名詞 静助辞 名詞 動助辞 動助辞 無形名詞 固有名詞 静助辞 無形名詞 作用言
 義朝 重代の 兵たりし うへ 保元の 勳功すてられ
 形状言 作用言 動助辞 助辞
 かたくは べりしに

義朝 重代の 兵たりし うへへの 保元の 勳功すてられ
 は べり しに
 統用段 統体段
 良行変格統用段 統体段
 良行下二段統用段 久法統用段

義朝重代の体言所屬兵たりし体言所屬うへの保元の体言所屬勲功すてられ
かたくはべりし統用段所屬統用段所屬統用段所屬に

義朝□重代の兵たりしうへの保元の勲功すてられかたくは
べりしに (三七五〜三七七頁より抄出)

このような方法に、あまり新鮮さは見受けられないが、当時の
文法教育の内容がどのようなものであったのかをうかがい知る
ことはできよう。

(六) 語格問答

巻末にある「語格問答」は語格に関する問答形式の解説で、緒
言に「先年著者か、堀秀成翁にむかひて語格につきて、質疑せし
ものあり。初学者の参考にもと、こも巻末にかゝけたり。」(緒言
四頁)と述べられている。ただ、この点について芳賀矢一は、一
九一四(大正三)年の「文法論」講義で本書を取り上げた際、「こ
れが全国の中学校で行われる事になったのであるが、これは堀秀
成の系統をひいてゐるものである。此の書の終に秀成との問答を
掲げてゐるのは、実はその父直澄と秀成との問答であると云ふ。」
(芳賀(一九二八)一九八頁)と指摘している。落合直澄は叔父

(直文の義父直亮の弟)であり、芳賀の勘違いである可能性も否
定できない。安田(一九六九)では、「芳賀矢一わ福井県の神主
の息子、国学神職系統の人である。父の代から堀秀成・落合直澄
などの影響お受け、素破抜の出来る様に裏の話お聞伝えていたの
である。」(二八一頁)と、芳賀の言及を「裏の話」として首肯し
ている。いずれにせよ、明治期国学者間の問答であるという点は
間違いない。

具体的な問答内容については、例えば以下のようなものである。

問 なむの辞二つあるに差別ありや。

答 未然段を受くるなむは、静助辞にて願の意となり、続
用段をうくるなむは、なぬぬれと活く辞の
なよりむぬと活く辞のむにつきたるにて、未然をか
けていふ意にて、其辞の意異なり。

(四四二〜四四三頁)

これは現在の学校国文法でも「なむ」の識別として重視されて
おり、文法教育上の注意点は不変であるという点で大変興味深い。
また、次のように歌文における文法上の異例を挙げて、その誤
りを訂正している。

問 ある人の歌に。くまもなくかたりつくせしよひの雨の
ふりぬることをたれかつたへし」とあるは、格にかな
へりや。

答 つくせし」とあるは誤りなり。尽ツクセといふ詞は、四段活
の詞なれば、つくしと続用段を、同段のしにてうけて、
つくしといふべき格なり。 (四五二頁)

これは加藤千蔭『うけらが花 初編』所載のものだが、他にも
村田春海『琴後集』、香川景樹『桂園一枝』、熊谷直好『浦のしほ
貝』などから異例を掲出している。誤りとして示されているもの
の多くが、近世和歌であることも日本語史的に興味深いが、具体
的な典拠を示さず「ある人の歌」としつつも、わざわざ誤りを指
摘するところなど、何かしらの含みを感じさせる。

以上、本書についての概観を試みたが、明治二〇年代の文法教
科書として位置づけた場合、どのような特質が見られるのかにつ
いて、考察を行うこととしたい。

四．学校国文法教科書としての意味

明治前期の文法教育は、拙著(二〇〇二)で示したように、い
わば試行錯誤の中で行われていた。確かに、洋式日本文典や国学

風日本文典といった多くの文法書が、明治前期には多く刊行され
ている。しかし、文法に関する体系的な教育は、内容のレベルか
ら考えても中学校や女学校、師範学校といった中等教育課程にお
いて展開される性質のものであり、具体的な教授内容については、
やはり文法研究の進展を待たなければならなかったのである。実
際、一八八六(明治一九)年に定められた文部省令第九号「尋常
師範学校ノ学科及其程度」の第二条には、国語に関する事項が「日
本ノ文法文学ノ要略及作文」と記載されているだけであった。こ
れを受けて、一八八六(明治一九)年に示された文部省訓令第七
号「尋常師範学校ノ教科書」は、次のようなものである(「国語」
の文法に関するもののみ掲出)。

語彙別記 文部省編輯寮編纂

語彙活語指掌 文部省編輯寮編纂

詞の八衢 本居春庭著

詞の玉緒 本居宣長著

日本文典 中根淑著

初学日本文典 物集高見著

中根淑の『日本文典』を除いて、極めて国学色の濃い語学書が

選ばれていたことは、逆に、当時の文法研究がそのような水準にあったことを示している。また明治二〇年代は、江戸期に刊行された『詞の八衢』などの和本が、明治刷として多く再刊された時期にあたる。だからこそ、帝国大学文科大学博言学講師のチェンバレンに文典の執筆が委嘱されたのであり、明治二〇年代は研究の進展に応じて文法教育の内容を、ひいては「国語」という教科の内実を、具体的に整備していく段階にあったと位置付けられるのである。

例えば、落合が勤めていた第一高等中学校における国語科の内容は、第一高等学校編（一九三九）所載の「国文教授のあらまし」「国文教授ノ概略」（二八九一（明治二四）年度のもの）によれば、おおよそ以下のようなものであった。

予科三級 音韻文字仮字遣および語格中係結を口授す

書籍ハ徒然草の講義なり

予科二級 体言、用言、助辞およびその組立を口授す

書籍ハ徒然草の輪講なり

又この級より文章を作らしむ

予科一級 文章の解剖および歌文の誤謬あるものを出して

そを正さしむ

文学史の口授

土佐日記輪講

作文

本科一年生 二年生

日本制度通 小中村義象ノ著 三冊

右ハ本邦古来の制度ヲ講授ス

大八洲史 久米幹文著 四冊

右ハ神代ヨリ光孝天皇ニ至ル歴史、仮字文ニシテ文法

ヲ兼テ講授ス

大鏡 三鏡ノ一ナリ合本四冊 校定新板本

右ハ文徳天皇ヨリ後一条帝ニ至又大臣廿余人ノ伝ナリ

歴史ニ文章ヲ兼テ講授ス

今昔字治抄 活板本 一冊

右ハ今昔物語語字治拾遺ノ中ヨリ有益ノ事実五十条ヲ抄

出セルモノニテ歴史文章ヲ兼テ輪読ス生徒ノ作文ハ專ラ

法ヲ此書ニ取ル

作文 文体ハ種々自由ニ任スレ共語格仮字遣ハ正クス

（九七〜九九頁）

作文についての「文体八種々自由ニ任スレ共」という説明は興

味深い、いずれにせよ、歌文を基本とした古典解釈のための文法教育という実態をうかがうことができよう。まさに本書は、こうした教育内容に即して編纂されているのである。

また、師範学校では、一八九二(明治二五)年に改正された文部省令第八号「尋常師範学校ノ学科及其程度」第十条において、国語に関する事項の説明が明示され、文法についても具体的に「音韻ノ性質仮名ノ用法言語ノ種類文章ノ諸規則ヲ授ク」とし、意義に関して「文法ハ言語又ハ文章ヲ以テ正確ニ思想ヲ表彰セシメンコトヲ旨トシ」と述べられることとなった。この教育内容は本書の構成とも完全に一致する。

さらに一八九四(明治二七)年には、尋常中学校学科課程の改正により第二外国語の科目が廃止され、かわって国語科(国語及漢文)の授業時間が増加した。⁽¹⁰⁾ 福井(一九三四)によれば「この後小文典は雨後の筍の如くに出た」(二六八頁)という状況であつたという。本書もこうした流れの中で版を重ねていったことになる。ちなみに、一九版のカバーに記載された博文館による広告文では、本書が次のように紹介されている(太字部分は活字のポイントが少し大きい箇所を示す)。

文典ハ、文ヲ作ル原則ヲ明ニシ、規矩ヲ示スモノナリ、

之ニ拠ラズンバ、以テ文ヲ作ルベカラズ。但夕惜ム、本邦古来完全ノ文典ナク、文章家動モスレハ、破格乱調ノ文ヲ作リテ、読者ノ笑ヲ招クコトヲ。今国文学ニ深キ、落合、小中村ノ二先生、多年刻苦研究シテ、古今散乱セル文法書ヲ参酌シ、中ニ就キテ精ヲ抜き、粹ヲ拾ヒ、更ニ独得ノ考案ヲ加へ、原則規矩ヲ構成シテ、完全ナル文典ヲ大成セリ。其例証ヲ挙グルヤ、極メテ普通解シ易キニ取リ、又附録ヲ作リテ、文法ニ関スル大小一切ノ事ヲ網羅ス。是レ振古未曾有ノ文典ニシテ、作文家ノ必須ナリ。殊ニ多年官私ノ諸学校ニ於テ、実地教授セラレタルモノナリヲ以テ、**中学校、師範学校、其他高等諸学校、教科書尤適當無比ナルモノナリ。**幸愛読賜ハランコトヲ

松下が「日本文典の不備」を憂いていた中で、本書は「完全ナル文典」として広告が打たれていたわけである。これを商業上の美辞麗句として片づけることは容易だが、活用形や助辞の使い分けなどを確認する際、本書のような文法教科書でも大いに効果を發揮したことであろう。歌文の語格についての留意点がおさえられてのあり方を体現した「学校国文法」そのものである。それゆえ

に、学校国文法とは、現今の「橋本文法」のように、ある学説に準拠した文法の一つとして固定的に考えるよりも、各時代における文法教育の内実を示した、いわば「現象」として把握されるべきものであろう。明治二〇年代においては、本書のような文法書が学校国文法に該当するわけである。

ただし、問題となるのは、はたしてこのような文法書が「文ヲ作ル」ために資するものであったのかという点である。文法教育が「文ヲ作ル」ために必要であるとするならば、一方で「正格」の文とは何かを示さなければならぬ。それは漢文訓読体なのか、それとも雅文体であるのか。または徐々に台頭しつつあった言文一致体によるものなのか。ここに本書の存在意義、すなわち、落合らによる「新国文」運動とも称せられる（広義の）普通文普及運動の側面を、見出すことができよう。⁽¹²⁾ 文学史的には、大町桂月や武島羽衣といった美文家の文体を想起すればよい。しかしながら、活用や助辞といった語格の正確さに拘泥する一方で、係結びや枕詞といった修辭の面しか言及せず、品詞分解を重視した解剖法の説明で終わるような「文章法」の記述が、教科書として果たして十分であったのかは、大いに疑わしい。結局のところ、品詞分解に基づく古文解釈の段階で終わってしまったのではなからうか。このことは「文法教育の意味」という点で、今日にも

通じる部分であらう。

さらに、こうした明治二〇年代の文法教育の実態が、古典講習科（一八八二（明治一五）年設置）や帝国大学文科大学博言学科（一八八六（明治一九）年設置）といった高等教育機関での文法研究と不可分の関係にあったことも無視してはならない。国学の流れを重視した文法教育というのも、古典講習科出身の落合や小中村が第一高等中学校の教員で、物集高見が帝国大学文科大学教授であった時代には、当然と言えば当然の結果であった。その中で、一八八九（明治二二）年刊行の大槻文彦『語法指南』は、折衷文典という意味でも極めて画期的な文法書であるとも言えよう。結局、一八九四（明治二七）年の上田万年帰国と帝国大学教授就任を境にして状況は一変し、いわば「大槻文法」が学校国文法として機能する時代へと突入することになる。すなわち、明治二〇年代の後半は、国学の流れから折衷派への流れと移行していた時期に該当するわけだが、その前段階に、国学の流れを重視した文法書が広く用いられたという事実は、文法教育史的にも、また文法研究史的にも、決して看過できないように思われる。

ところで、第一高等中学校を一八八九（明治二二）年に入学した保科孝一は、明治二〇年代における文法に対する認識や教育実態について、次のような逸話を紹介している。

われわれは英語の文法は学んでいたが、日本語に文法があるとは思わない、日本語に文法なんてあるかなあと、生徒どうしで不審がっていた。ところが、落合（直文・引用者注）先生の文法はまことに手に入ったもので、よどみなくすらすらと講述され、ことに用言の活用はなんの苦もなく口をついてほとばしるのに驚嘆し、一つ先生を困らせてみようじゃないかと、生徒どうしが相談し、文法の時間に、不意に「先生、『恐る』という動詞はどう活用しますか。」「ウンそれは恐レ、レ、ル、ルル、ルレ、レと下二段に活用する。」「それでは『積る』という動詞はどう活用しますか。」「それは四段活用で、積ラ、リ、ル、ル、レ、レと活用する。」「『落つ』はどうですか。」「それは上二段活用で、落チ、チ、ツ、ツル、ツレ、チと活用する。」「『侍る』という動詞は。」「それはラ行変格活用で、侍ラ、リ、リ、ル、レ、レと活用する。」「『似る』という動詞は。」「それは上一段活用で、ニ、ニ、ニル、ニル、ニレ、ニと活用する。」となにも見ずに、そらですらすら答えられ、すこしも困られる様子が見えない。とうとう生徒はサジを投げ、先生はまったく文法の神様だと深く尊敬するようになった。

（保科（一九五二）一一頁）

本書での活用形に関する記述を見る限り、落合が「恐レ、レ、ル、ルル、ルレ、レ」と命令形まで唱えていたかどうかは大いに疑問であるが、少なくとも当時の生徒の文法知識の程度はうかがえよう。(11) 動詞の活用形を確かめるにしても、本格的な辞書もあまり整備されておらず、古典文学書ですら一般には入手困難であった時代である。保科のような生徒らの反応は、まさに文法教育の意義を素直に感じ取った上でのものであった。本書に網羅的な「用言活例」が掲載され、活用形の異例を「語格問答」で繰り返し説いているのも、それが当時の文法教育において要求されていた点だからである。

五. おわりに

学校国文法の成立という観点に立てば、明治二〇年代は、まさに学校国文法の揺籃期であった。明治三〇年代に入ると、先述のように大槻文彦や三土忠造の文法教科書が多く使用され、さらに明治四〇年代には芳賀矢一のものがそれに加わる。文部省検定済教科書という性質上、文法学説としての妥当性ととともに、教科書採択という政治・経済的要因もからんで、学校国文法は成立していくわけである。その意味で学校国文法とは、明治以降の日本語学史と教育史との接点にあって、さまざまな視点を提供する「近

代化の装置」と見なすこともできよう。この点については唱歌を例に拙著(二〇〇八)で示したが、今後は学校国文法成立の実態について精緻に検証する必要があるように思われる。

本稿で示した落合の文法書は、現在ほとんど顧みられなくなつたが、明治二〇年代に焦点を当てようとする場合、決して看過することはできない。今後は、本稿で全く言及できなかった同時期の文法書(先述のもの他には、一八九〇(明治二三)年設立の言語取調所に落合と共に参画していた逸見伸三郎の語法研究など)との関係や、叔父にあたる落合直澄の文法論の影響について、これも精査する必要があるだろう。

蛇足ながら、現在では普通の高校生が「恐レ、レ、ル、ルル、ルレ、レ」と、それこそ落合並に誦んじられるようになったのも、近代化の装置がうまく機能していった結果なのかもしれないが、その程度で感心されるような時代の教師と生徒との関係も、今となつては大いにうらやましい限りである。(13)

注

- (1) 塩澤(一九九二)二九八頁。
- (2) 明治二〇年代の文法書については、大槻文彦『語法指南』(明治二三(一八九〇)年)刊行後のものだけでも、拙稿(二〇〇九)で示したように六〇種を超えている。その中でも、文法教育の観点からのみならず文法研究上においても大いに検討すべきもの

は、手島春治や岡倉由三郎の文章論である。これらについては今後の課題である。

- (3) 小中村に関係する文法書については、一八九七(明治三〇)年刊行の小中村義象校・中等学科教授法研究会編『中等日本文典』(外題・扉題は『新日本文典』があるが、実際は小中村から送られた手紙を巻頭に載せただけのもの)、小中村の著述などと到底呼べないものである。

- (4) 文法書の内容とは別に、この『普通日本文典』が大阪の教育者(橋本文光)を含めた形で、大阪の出版社(教育書房)から刊行されている点から見ても、東京と大阪における出版状況の違いといった商業的要因(書店の商圏など)は、十分考慮すべきであろう。本稿では架蔵の初版、二版、四版、六版、一九版、二〇版を参照した。

- (6) ただ、物集の「小文典」が国学風日本文典の『初学日本文典』ではなく、『ことばのはやし』所載の洋式日本文典である「日本小文典」を指しているとすれば、落合の批判は首尾一貫していないことになる。

- (7) 『普通日本文典』には「古来わが国の言語を分ちて、多くは体言要立てにをはの三種としたれども、元來にをはも、又体辞用辞の区別あれば、直ちに体言用言辞と分類せむは、いかゞあるべければ、今は右の二種に分類す。(四一〜四二頁)」とあり、説明についても本書の記述とは異なっている。

- (8) 安田(一九六九)では、物集高見の『初学日本文典』との共通点が強調されているが、やはり堀秀成の文法論との関係についても見ておくべきであろう。なお、物集の文法研究については拙著(二〇〇二)参照。

- (9) この『普通文典拾遺』による訂正を考える限り、安田(一九六九)における、実質的な執筆者が星野三郎であるという指摘は、落合の推敲を受けてという意味で解釈すべきである。

- (10) 具体的には、第一学年・五(時間)、第二学年・五、第三学年・五、第四学年・三、第五学年・二から、第一学年〜第五学年・各七(時間)へと増加している。
- (11) この逸話によっても保科の凡庸さを示したことはないが、松下の早熟さを一層際立たせることになるだろう。
- (12) 落合らの「新国文運動」については山本(一九七二)を参照。
- (13) とはいえ、例えば「高津(敏三郎・引用者注)氏の試験問題を監督する小中村・落合両氏が、必ずその悪口をいう。いったい高津は君たちに何を教えているのか、この試験問題はデンでなっていないじゃないかなどというのを、生徒はまに受けて、ますます高津氏をばかにするようになる。」(保科(一九五二)一三頁)などの逸話を見ると、どの時代も同じと言えようか。保科の回想には信憑性に疑問があるものも少なくないが、これについては、さもありなん、と思ってしまうところが、何とも言えないところではある。

参考文献

- 岡島 昭浩 二〇〇一 「半濁音名義考」『追野虔徳編』筑紫語学論叢』
風間書房
- 落合直文会編 二〇〇四 『落合直文―その生涯と事績―』落合直文会
- 落合秀男編 一九九一 『落合直文著作集Ⅰ』明治書院
- 教育史編纂会編 一九三八 『明治教育制度発達史 第三卷』龍吟社
- 国学院編 一九〇三 『国文論纂』大日本図書
- 山東 功 二〇〇二 『明治前期日本文典の研究』和泉書院
- 山東 功 二〇〇六 『山田孝雄の文法教科書―『中等文法教科書』について―』言語文化学研究 日本語日本文学編』一
- 山東 功 二〇〇七 『学校国文法成立史研究序説』『言語文化学研究 日本語日本文学編』二

付記

本稿は科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(さんとう) いさお・本学准教授)

- 山東 功 二〇〇八 『唱歌と国語―明治近代化の装置―』講談社
選書メチエ
- 山東 功 二〇〇九 「山田孝雄と学校文法―『中等文法教科書』再論」『言語文化学研究 日本語日本文学編』四
- 塩澤 重義 一九九二 『国語学史における松下大三郎―業績と人間像―』桜楓社
- 昭和女子大学近代文学研究室編 一九五七 『近代文学研究叢書 第七卷』昭和女子大学光葉会
- 第一高等学校編 一九三九 『第一高等学校六十年史』第一高等学校
芳賀 矢一 一九二八 『芳賀矢一遺書 日本文献学・文法論・歴史物語』富山房
- 福井 久蔵 一九三四 『日本文法史』成美堂書店
- 古田 東朔 一九七八 『音義派「五十音図」「かなづかい」の採用と廃止』古田東朔編『小学読本便覧 第一卷』武蔵野書院
- 保科 幸一 一九五二 『ある国語学者の回想』朝日新聞社
- 松下大三郎 一九二八 『改撰標準日本文法』紀元社
- 安田喜代門 一九六九 『語法学説史―品詞論中心―』安田喜代門編
『国語講座 第一卷』白帝社
- 山本 正秀 一九六五 『近代文体発生の史的研究』岩波書店
- 山本 正秀 一九七一 『言文一致の歴史論考』桜楓社
- 山本正秀編 一九七八 『近代文体形成史料集成 発生篇』桜楓社
- 山本 正秀 一九八一 『言文一致の歴史論考 続篇』桜楓社